

令和4年4月28日

保護者 様

名古屋市立緑高等学校長

秋 田 直 孝

成年年齢に達した生徒に対する本校教育活動への協力をお願い

陽春の候、保護者の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃より本校教育活動にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。ございます。

さて、民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）が令和4年4月1日から施行され、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。これにより、すべての生徒が本校在学中に成年年齢に達することとなり、生徒一人で有効な契約を行うことが出来ると共に、親権に服することがなくなります。

今回の法改正は、若年者の自己決定権を尊重するものであり、その積極的な社会参画を促し、社会を活力あるものにする意義を有するものです。

本校においては、これまでも若年者が健やかに成長し、社会との関わりを自覚しつつ、自律した個人としての自己を確立し、他者と共に次代の社会を担うことができるよう、支援に取り組んできたところです。しかしながら、法律の改正後におきましても引き続き支援が必要であり、ご家庭との連携が重要であると考えております。

したがって、保護者の皆様には、お子さまが成年年齢に達した後も、生徒指導や進路指導、各種の手続きや授業料等の費用の納付などにおいて、引き続きご協力いただきますようお願いいたします。また、学校からの案内文書等につきましても、引き続き保護者様宛てとさせていただきます。

ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

参考資料として、別紙にて消費生活センター作成の資料を添付しましたのでご覧おきください。